

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け対策

	こんな時に	条 件 等	期 間 等	問い合わせ先
納税等 猶予	国税の支払いが難しい (所得税・消費税・事業税等) ⇒納税の猶予申請	令和 2 年 2 月から一定の期間 (1 か月以上) の売上が前年同月比▲ 2 0 %	原則 1 年 無担保 延滞税なし	寒河江税務署 【国税庁 HP】
	地方税の支払いが難しい ⇒納税の猶予申請	コロナウィルス感染症に関して ・ 本人または家族が患した ・ 事業を廃止、急死した ・ 著しい損失を受けた	原則 1 年 延滞金軽減	山形県・寒河江市 【国税庁 HP】
	社会保険料の支払いが難しい (厚生年金保険料・国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険等) ⇒納付または換価の猶予申請			厚生年金⇒年金事務所 国民年金⇒寒河江市 国保税 ⇒寒河江市 【厚生労働省 HP】
	公共料金等の支払いが難しい (上下水道・電気・ガス等)			上下水道⇒寒河江市 電気・ガス等⇒各業者
雇用関係	従業員を休業させたい (休業中の給与の支払いが難しい) ⇒雇用調整助成金の特例措置 休業手当の 4/5 (中小企業) " 2/3 (大企業)	・ 解雇等を行わない場合、上乘せあり ・ 雇用保険の被保険者以外も対象 ・ 1 か月で生産指数が▲5%以上 ・ 事後 (6/30 まで) に計画届提出 ※今後さらに拡充の予定	4/1～6/30	・ 最寄りの労働局・ハローワーク
	小学校等の臨時休業で有給の休暇の負担が大きい ⇒雇用調整助成金の特例措置 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 (上限日額 8,330 円)	・ 解雇等を行わない ・ 通常の有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業 ※今後さらに拡充の予定	2/27～3/31 4/1～6/30 予定	・ 最寄りの労働局・ハローワーク ・ 相談センター 0120-60-3999

	こんな時に	条 件 等	期 間 等	問い合わせ先
そ の 他	休業を余儀なくされ、売上がない ⇒ 個人向け緊急小口融資の特例 貸付上限：個人事業主の特例 20 万円 その他 10 万円	・休業により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付が必要な世帯	据置期間：1 年 償却期限：2 年 貸付利子：無利子	社会福祉協議会
	不当な発注取消・値引きを要請された ⇒ 下請取引相談	・すでに出来上がった製品の発注取消 ・通常支払われる対価より低い・コスト転嫁できない下請代金を要請された		下請かけこみ寺 0120-418-618
	固定資産税等の負担が大きい ⇒ 償却資産の固定資産税の軽減・都市計画税の軽減 ※国会で法案成立後に適用予定	2020 年 2 月～10 月までの任意の 3 か月の売上の前年同期比減少率 ▲30～50%・・・2/1 軽減 ▲50%以上・・・全 額	2021 年度分適用	中小企業庁
	テレワークを導入したい ⇒ テレワークマネージャー派遣 ⇒ 時間外労働等改善助成金 特例コース ⇒ IT 導入補助・少額減価償却資産の特例・中小企業経営協会税制	・テレワークマネージャーのコンサルティング費用は無料（通信費は事業者負担）	2021 年 3 月 31 日まで	テレワーク相談センター （厚生労働省） 0120-91-6479 総務省【中小企業税制パンフレット】

この他にも、様々な支援制度がございます。

対策は**随時更新・拡充**されております。詳しくは**経済産業省のホームページ**

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」をご覧ください。

必要な申請様式もそこからダウンロードできます。